

# 長野県地域防災計画

## 原子力災害対策編

令和2年度修正（案）

（令和3年3月）

## 新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p data-bbox="572 331 878 363" style="text-align: center;">第1節 計画作成の趣旨</p> <p data-bbox="181 426 290 457"><b>2 定義</b></p> <p data-bbox="201 470 1279 548">この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="201 560 1279 680">(1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等<b>の規制</b>に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。</p>	<p data-bbox="1765 331 2071 363" style="text-align: center;">第1節 計画作成の趣旨</p> <p data-bbox="1368 426 1478 457"><b>2 定義</b></p> <p data-bbox="1389 470 2466 548">この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1389 560 2466 680">(1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等<b>による放射線障害の防止等</b>に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。</p>	<p data-bbox="2525 560 2822 638">法律名改正に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</b></p> <p><b>1 屋内退避及び避難誘導</b></p> <p>(2) 市町村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置をとる。</p> <p>ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。</p> <p>イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 <a href="#">令和2年10月28日</a>）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</b></p> <p><b>1 屋内退避及び避難誘導</b></p> <p>(2) 市町村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置をとる。</p> <p>ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。</p> <p>イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 <a href="#">令和元年7月3日</a>）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p>	<p>国の原子力災害対策指針の改正に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																
<p style="text-align: center;"><b>第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</b></p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="213 403 1273 634"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（<a href="#">令和2年10月28日</a>）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p style="text-align: center;"><b>第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</b></p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="1406 403 2466 634"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（<a href="#">令和元年7月3日</a>）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p>国の原子力災害対策指針の改正に合わせて修正</p>
対 象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300 ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム																	
対 象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300 ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム																	

新	旧	修正理由・備考
<p>1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p> <p>運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。</p> <p>(1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関<u>に対する迅速な報告・通報</u></p> <p>(2) <u>消火・延焼防止</u></p> <p>(3) <u>立入禁止区域の設定</u></p> <p>(4) <u>避難のための警告</u></p> <p>(5) <u>汚染の拡大防止及び除去</u></p> <p>(6) <u>放射線の遮蔽</u></p> <p>(7) <u>放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置</u> <u>(削除)</u></p>	<p>1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p> <p>運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。</p> <p>(1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関<u>への迅速な通報</u></p> <p>(2) <u>消火、延焼防止の措置</u></p> <p>(3) <u>核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置</u></p> <p>(4) <u>モニタリングの実施</u></p> <p>(5) <u>運搬に従事する者や付近にいる者の退避</u></p> <p>(6) <u>核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去</u></p> <p>(7) <u>放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置</u></p> <p>(8) <u>その他放射線障害の防止のために必要な措置</u></p>	<p>国の原子力災害対策指針の改正に合わせて修正</p>